

令和6年2月2日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件 の認可について

近畿経済産業局長から、下記の事業者による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

伊丹産業株式会社	(法人番号：5140001077993)
株式会社キョウプロ	(法人番号：2130001010388)
株式会社タナベエナジー	(法人番号：2160001010047)
株式会社トーヨー	(法人番号：8120001156284)
近江八幡ガス事業協同組合	(法人番号：7160005006730)

(別 紙)

官 印 省 略
20240130近畿第30号
令和6年2月1日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和6年1月30日付け20240126近畿第17号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。